扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、温室効果ガスの排出を抑制するため、住宅用地球温暖化対策設備の設置経費の一部を補助することにより町民が住宅で行う再生可能エネルギーの利用を促進し、もって地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 家庭での電力使用量等を 自動で実測し、エネルギーの見える化を図るとともに、機器の電力使用量 などを調整する制御機能を有するもの(愛知県が実施する愛知県住宅用地 球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象(以下この条において「県 補助対象設備」という。)として指定されたものに限る。)
 - (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電気的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの(県補助対象設備として指定されたものに限る。)
 - (3) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるため の設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が 消費され、連系された低圧配電線に余剰の電力が逆流されるもの(太陽電池の最大出力(構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計) 10キロワット未満のもので県補助対象設備として指定されたものに限る。)
 - (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (以下この条において「ZEH」という。) 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの設置により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーシステムを設置することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、次号に定める国ZEH支援事業により補助を受けるもの

- (5) 国 Z E H 支援事業 当該年度に経済産業省、国土交通省又は環境省が Z E H 普及促進を目的に実施する補助事業
- (6) 高性能外皮等 ZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備(家庭用燃料電池システムを除く。)及び換気設備
- (7) 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの(県補助対象設備として指定されたものに限る。)
- (8) 電気自動車等充給電設備 電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。) への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力供給が可能なもの(県補助対象設備として指定されたものに限る。)

(補助対象システムの区分)

- 第3条 補助の対象となるシステム(以下「対象システム」という。)の区分は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の単独設置
 - (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムの単独設置
 - (3) 住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 及び定置用リチウムイオン蓄電システムの一体的設置
 - (4) 住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 及び高性能外皮等の一体的設置
 - (5) 家庭用燃料電池システム (エネファーム) の単独設置
 - (6) 電気自動車等充給電設備の単独設置
 - (7) 住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS) 及び電気自動車等充給電設備の一体的設置
- 2 前項各号に掲げる対象システムは、未使用のものに限る。 (補助対象者)
- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、この要綱による補助金の交付を受けていない者で、次に掲げる各号のいずれかを満たすもの(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

この項において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者及び補助金の交付申請日において町税を滞納している者は、補助対象者としない。

- (1) 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅(集合住宅を除く。以下この項において同じ。) に対象システムを設置しようとする者
- (2) 町内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅に併せて対象システムを設置しようとする者
- (3) 町内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き 新築住宅を購入しようとする者(第8条において「購入者」という。)
- (4) その他町長が特に必要と認める者
- 2 前項第1号、第2号及び第3号に掲げる住宅が店舗等併用住宅の場合は、 延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項に規定する額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て るものとする。

(申請手続等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象システムに係る設置工事の 着手前又は対象システム付き住宅の引渡しを受ける前に、あらかじめ扶桑町 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書(様式第1)に別表第2 に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、交付申請に係る補助金の額が予算の範囲内を超えると認められるときは、受付を停止することができる。ただし、停止以後の申請については、補欠受付として先着順に補欠番号を付し、先に提出された申請の取下げ、中止又は不交付の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに申請に係る書類の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、 扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書(様式第2) により、補助金を交付すべきものと認めなかったときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金不交付決定通知書(様式第3)により、当該補助金を申請した者に対し通知しなければならない。 (工事着工届)

- 第8条 前条により交付決定の通知を受けた者は、交付決定の通知を受けた日から起算して60日以内に、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金工事着工届(様式第4)を町長に提出しなければならない。ただし、購入者の場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、当該期間内に提出がなかったときは、当該交付の申 請を取り下げたものとみなす。

(計画変更)

- 第9条 補助対象者は、補助金交付申請書の内容を変更しようとするとき又は 対象システムの設置を中止しようとするときは、扶桑町住宅用地球温暖化対 策設備設置費補助金計画変更・中止承認申請書(様式第5)を町長に提出し、 その決定を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に 変更がない場合で、交付目的に反しない軽微な変更をする場合は、この限り でない。
- 2 町長は、前項の決定をしたときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置 費補助金計画変更・中止承認通知書(様式第6)により当該補助対象者に通 知するものとする。この場合において、計画変更による補助金の交付決定額 は増額しない。

(実績報告)

- 第10条 補助対象者は、対象システムの設置を完了したときは、扶桑町住宅 用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書(様式第7)に別表第3に掲 げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- 2 前項の扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金実績報告書は、補助 事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い 日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、速やかにその 内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、扶桑町住宅用地 球温暖化対策設備設置費補助金交付確定通知書(様式第8)により当該補助 対象者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、扶桑町住宅用地球温暖 化対策設備設置費補助金請求書(様式第9)により、町長に補助金の交付請 求をしなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(処分の承認)

- 第14条 補助対象者は、当該対象システムを次の各号の期間内において処分 しようとするときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承 認申請書(様式第10)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、定置用リチウムイオン蓄電システム、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)及び電気自動車等充給電設備においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間
 - (2) 高性能外皮等においては、6年間
- 2 町長は、前項の承認をしたときは、扶桑町住宅用地球温暖化対策設備設置 費補助金処分承認通知書(様式第11)により当該補助対象者に通知するも のとする。

(補助金の返環)

- 第15条 町長は、補助金の交付決定の取消し又は交付額の変更がある場合に おいて、当該取消し又は交付額の変更に係る部分に関し、既に補助金が交付 されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は 法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する額の返還を命ず るものとする。
- 2 前項に規定する額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て るものとする。

(協力)

第16条 町長は、必要があるときは、補助対象者に対してシステムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 (扶桑町住宅用新エネルギーシステム導入促進補助金交付要綱の廃止)
- 2 扶桑町住宅用新エネルギーシステム導入促進補助金交付要綱(平成22年 扶桑町要綱第7号。次項において「旧要綱」という。)は廃止する。 (経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に廃止前の旧要綱の規定により交付された補助金 については、なお従前の例による。